

東京電力ホールディングス株式会社に対する第16次損害賠償請求

交渉の概要

令和6年8月5日(月)、第16次損害賠償請求として、県及び市町村等が原発事故に伴う放射線影響対策に要した費用総額1億1,700万円余の賠償請求書を東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)に手交しました。

併せて、県及び3市町の代表者と東京電力の幹部職員との直接交渉を実施しました。その概要は、以下のとおりです。

1 日時

令和6年8月5日(月) 14時00分から14時45分まで

2 場所

岩手県庁12階 特別会議室

3 出席者

- ア 県 復興防災部長、環境生活部長、農林水産部長 ほか
- イ 市町村等 一関市生活環境課長、奥州市生活環境課長、平泉町町民福祉課長、岩手県市長会事務局長、岩手県町村会政務共済課長
- ウ 東京電力 公共補償センター所長、仙台事務所副所長 ほか

4 交渉の概要

[市町村等]

- 今回請求する放射線量測定等の経費や専任職員の人件費は原発事故がなければ必要がないものであり、速やかに賠償に応じられたい。
- 事故の原因者として責任を自覚し、誠意をもって対応してほしい。
- 原木しいたけ産地再生のため損害賠償と別枠の支援をお願いする。

- 原発事故の発生場所から遠く離れた当地域でも被害があったことを認識し、地域の声も聞いて対応していただきたい。
- 住民や観光客の安心のための測定経費の速やかな支払いを求める。
- 除染土が数多くの公共施設等に残されており、施設の統合に伴う土地売却に足かせとなっている。台帳に記載されず国の支援を受けられない除去土壌の保管場所があり、移設費用の補償をお願いしたい。

- 汚染状況重点調査地域の指定解除までは、住民の安全安心のため、放射線量測定などの業務を行う職員を配置せざるを得ない。
- 時間の経過により収束するような安易な問題ではないことを認識し、事故発生の当事者として誠意ある対応をお願いしたい。

[県]

(農林水産部)

- 原木しいたけの産地再生のため、新規参入者等も既存の生産者と同様に原木購入費の掛かり増し経費を賠償対象とするよう強く求める。
- 農林水産関係の各協議会、産直等の生産者団体の損害賠償請求について、被害者に寄り添った柔軟な対応と十分な賠償を強く求める。
- 処理水放出に伴うアワビ・ナマコの価格低下については、漁業者に不利益が生じないように、誠意ある対応と速やかな賠償をお願いします。

(復興防災部)

- 県の直接請求から合意までに要する期間が長期化しており、市町村等においては、さらに多くの期間を要しているものがあるため、被害者に寄り添った柔軟かつ迅速な賠償を行うよう求める。
- 昨年7月25日に4度目のADR申立てを行った。ADRセンターの判断を尊重し、誠実かつ迅速に進めていく姿勢を示してほしい。
- ALPS処理水の海洋放出により本県でも影響が生じていることから、損害を被った全ての事業者に対し、賠償請求を促すとともに、迅速かつ確実に賠償が行われるよう、責任を持った対応を求める。

[東京電力]

- 皆様の発言を聞き、弊社の起こした事故の影響の大きさ、責任の重さを痛感している。改めて皆様にお詫び申し上げたい。
- 時間内人件費は、これまで支払いに繋がられていないが、事情を伺い、追加的費用と解釈できないか、継続して検討していきたい。
- 各市町や県の各部長からお話のあった住民不安解消のための測定費用などについては、事情を伺いながら対応していきたい。
- 請求から支払いまでに期間を要しているのご指摘について、ここ数年は一つずつ対応しており、今後も速やかに対応していきたい。
- 本来直接請求の中で解決すべきところ、ADR申立てを行うに至ったことは申し訳なく思っており、総合特別事業計画にも掲げている「和解案の尊重」の考え方に立って対応していきたい。
- しいたけ原木購入の掛かり増し経費については、事情を伺い、必要かつ合理的な範囲で賠償している。新規参入する方や事業規模拡大に対する損害賠償は難しいが、産地再生の取組については、貴重な御意見として、社内で確認していきたい。
- ALPS処理水放出に伴う賠償については、現在協議中だが、誠心誠意対応していきたい。